

第9回熊本県障害者の相談に関する調整委員会 議事要旨

1 日 時 平成30年5月24日（木）午前10時30分から正午まで

2 場 所 熊本県庁行政棟本館13階1301会議室

3 出席者 別紙のとおり（委員15人中12人出席）

4 議 題

（1）開会あいさつ

（2）会長・副会長の選出

（3）議 題

①「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」による相談活動等の実施状況（平成29年度）

② 平成29年度事例紹介

「車いすでコンサート会場に入場することを断られたという相談」

（4）閉会

5 議事要旨

会長・副会長選出

事務局：本日の委員会は4期目になって初めての開催であり、会長、副会長を選出する必要がある。

条例施行規則第7条第2項において、「会長及び副会長は、委員の互選によって定める」と規定されている。

まず、会長の選出であるが、どなたか御推薦いただけないか。

各委員：（互選により相藤委員に決定）

事務局：続いて、副会長選出に移る。副会長についても、委員の互選と規定されているが、どなたか御推薦をお願いできないか。

各委員：（互選により森枝委員に決定）

事務局：それでは、相藤会長から一言お願いする。また、以後の議事進行についてお願いする。

相藤会長：新任であるのでよろしくお願いする。これまで、熊本県障害者施策推進審議会など、県や市での障がい者計画及び障がい福祉計画の策定に関わってきていることから、これらの経験を生かして大役を務めさせていただきたい。皆さまの御協力をお願いしたい。

議題1 「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」による相談活動等の実施状況（平成29年度）

相藤会長：それでは、議題1「『障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例』による相談活動等の実施状況について（平成29年度）」について、事務局から説明をお願いします。

※資料1を事務局から説明

（意見・質疑等）

武元委員：福祉避難所についてだが、非常時には福祉施設ができるだけ福祉避難所として機能するように、あらかじめ市町村と熊本県知的障がい者施設協会とで協定を結んでいる。

しかし、平成28年熊本地震の際には、施設によっては一般の方がたくさん入ってきて、運動場も車で一杯になってしまった。

一般の方だからといって断れる状況でもなかったことからそのまま受け入れたが、そのせいで障がいのある人を受け入れることができなくなってしまった。

このような問題についても、市町村で検討いただければと考えている。

相藤会長：私は別に防災関係の委員に就任しており、その関係で言い続けているが、現実的には、発災の初期段階では、避難する人は一般避難所と福祉避難所の違いは分からないだろうし、厳密に受け入れを区別することはできないだろうから、初期段階においてはやむを得ない部分もあるのではないかと考えている。

武元委員：もう1点、福祉避難所についての福祉施設と市町村との協定であるが、市町村によっては、協定締結が進んでいないところもあるので、そういった市町村については、県からも働きかけをお願いしたい。

藤田委員：特別支援学校についても、発災直後は、一般の方がたくさん避難してこられた。そもそも避難所にも指定されていなかったものの、緊急事態であるので受け入れたという経緯がある。

現在、教育委員会では、すべての県立特別支援学校に防災型コミュニティ・スクールを導入し、地域住民や関係機関と連携して、防災への取組を進めているところ。

初期段階においてはそのような事態は当然起こりうると思われるので、第2段階になって一般の方をどのように誘導していくかがポイントとなると考えている。その点についても、協定書に盛り込んでいけるよう検討しているところ。

加島委員：国際スポーツ大会について説明があったが、外国の方をお迎えするに当たってはトイレの問題が大きいと思う。

県や市町村といった行政機関も含めて見て回ったが、半分以上が和式トイレという状況だった。この点についても対応を進めてほしい。

竹田委員：地域相談員の人数が年々減員となっていることについて、全体的には市町村合併等が要因となっていると理解しているが、平成28年度から平成29年度にかけての身体障害者相談員の減員は、熊本市の減員によるものだと思うが、これに

ついてはどう考えるのか。

池田委員：御指摘のとおり、結果として熊本市の身体障害者相談員の減員が地域相談員の減員に影響している。熊本市の身体障害者相談員の減員の理由について、この場では詳細を把握していないので、持ち帰って状況を確認したい。

相藤会長：その他、意見・質疑等はないか。

各委員：（意見・質疑等なし）

相藤会長：それでは、議題1については、これで終了する。

議題2 平成29年度事例紹介

「車いすでコンサート会場に入場することを断られたという相談」

相藤会長：それでは、議題2「平成29年度事例紹介『車いすでコンサート会場に入場することを断られたという相談』」について、事務局から説明をお願いします。

※資料2を事務局から説明

（意見・質疑等）

加島委員：これは常設の会場ということであるので問題にはならないが、仮に仮設の会場であれば、消防法の関係で避難路の確保等の観点から、対応が難しいケースもあると思われる。

竹田委員：このような問題は合理的配慮で解決する話である。

どうしても規則どおりに対応しがちになってしまうが、そこを柔軟に臨機に対応していけるようにしていくことが、この問題の解決につながっていくのだと思う。

相藤会長：最近では、電車に乗る場合でも駅員がその場で車椅子用のスペースを作って対応する話などを聞くので、障がい者施策に関わっているとこれくらい普通ではないかと感じてしまいがちだが、このような全国ツアーでも対応が遅れているところがあると聞いて驚いた。今後、このような事案が一部でも起こらないよう、啓発を継続していくことが大切だと感じている。

井川委員：話が遡るが、外国の方をお迎えするに当たってのトイレの問題についてだが、現在、小規模事業者持続化補助金というものがあり、販路開拓等の取り組みに対し、原則50万円を上限に補助金が出る制度が設けられている。この補助制度ではトイレの洋式化も対象となっているので、こちらでのすぐに担当に検討するよう指示するが、県でもうまく活用するよう検討していただきたい。

竹田委員：「セルフサービスのガソリンスタンドで給油の支援を断られたという相談」

について、事業者が、「合理的配慮の提供は、民間事業者の場合は努力義務である。法的義務はない。むしろ、法的に義務化された方が、事業者は迷わなくて済む」と主張したとある。

法に規定する合理的配慮の努力義務の趣旨は、「配慮に努めなければならない」という趣旨であり、「配慮をするかどうかは民間事業者の判断」という趣旨ではない。

事業者は法の趣旨を取り違えているように見受けられるので、広域専門相談員は、その点をもっと強調すると効果的だったのではないかと感じた。

事務局：御指摘のような趣旨は具体的にパンフレット等も提示して粘り強く御説明したが、この事案については事業者側の態度が軟化することがなかった。

相藤会長：その他、意見・質疑等はないか。

各委員：（意見・質疑等なし）

相藤会長：それでは、議題2については、これで終了する。

閉会

相藤会長：それでは、本日予定されている議題は以上である。

※閉会

第9回熊本県障害者の相談に関する調整委員会 出席者

熊本県障害者の相談に関する調整委員会委員

※50音順

氏名	所属	職名
相藤 絹代	熊本大学・熊本学園大学	非常勤講師
井川 昱信	熊本県商工会連合会	専務理事
池田 泰紀	熊本市 健康福祉局	局長
石本 通夫	社会福祉法人熊本県手をつなぐ育成会	副会長・理事
小野 真理子	一般財団法人熊本県ろう者福祉協会	総務部長・理事
加島 裕士	熊本県経営者協会	専務理事
竹田 勉	社会福祉法人熊本県身体障害者福祉団体連合会	常務理事
武元 典雅	熊本県知的障がい者施設協会	会長
藤田 泰資	熊本県教育委員会 特別支援教育課	課長
宮本 憲司朗	公益社団法人熊本県精神科協会	副会長
村上 祐治	熊本県自閉症協会	副会長
森枝 大輔	熊本県弁護士会	弁護士

事務局

氏名	所属	職名
柳田 紀代子	子ども・障がい福祉局	局長
永友 義孝	障がい者支援課	課長
内村 太	障がい者支援課	課長補佐
小佐井 郁里	障がい者支援課	課長補佐
太田 竜	障がい者支援課	参事
杉本 芙美	障がい者支援課	主事
児玉 秀幸	障がい者支援課	広域専門相談員
荒木 真子	障がい者支援課	広域専門相談員